

熊警第984号
令和4年10月14日

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の公布に伴う留意点について（通達）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号。以下「改正条例」という。）が本年10月12日に公布され、熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）等の31条例について、職員の定年を段階的に引き上げることや、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を警部以上の階級にある警察官等とすることなどを内容とした一部改正が行われた。

これにより、本県警察に関連する条例についても、下記のとおり改正が行われたところ、60歳以降の職員に適用される任用、給与等がこれまでと異なるものとなることから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正された警察関連条例

改正条例により一部改正された条例のうち、本県警察に関連する主なものは以下のとおりである。

- (1) 熊本県職員等の定年等に関する条例
- (2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）
- (3) 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）
- (4) 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（昭和29年熊本県条例第35号）
- (5) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）

2 新旧対照表（1の条例のみ添付）

別添のとおり

3 施行日

令和5年4月1日

※ 別添（略）